# 監査委員事務局

## 1 監査について

## (1) 定期監査等

地方自治法(以下「法」という。)第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定による監査 を,次のとおり実施した。

対象	範囲	監査の期間
市長公室	平成30年度の財務に関する事務の	平成30年7月11日~
総務部	執行及び経営に係る事業の管理並	平成31年2月15日
財務部	びに事務事業の執行	
市民協働部		
生活環境部		
保健福祉部		
産業経済部		
建設部		
都市計画部		
下水道部		
会計課		
消防本部		
水道部		
教育部,教育機関		
選挙管理委員会事務局		
監査委員事務局		
農業委員会事務局		
議会事務局		

## (2) 財政援助団体等監査

法第199条第7項の規定による監査を、次のとおり実施した。

対 象 団 体	所 管 課	監 査 の 期 間
社会福祉法人	保健福祉部福祉総務課,	平成30年6月4日~
水戸市社会福祉協議会	障害福祉課,高齢福祉課	平成30年6月25日

## (3) 住民監査請求に基づく監査

市街地再開発事業に伴う公金の支出に関し、平成30年11月15日に法第242条第1項の規定による 住民監査請求があったが、請求の要件を満たしていなかったため、請求を却下した。

## 2 検査について

法第235条の2第1項の規定による出納検査を、次のとおり実施した。

対象	検 査 期 日
会計管理者及び水道事業管理	平成30年4月25日, 5月28日, 6月25日, 7月25日, 8月28日,
云 市 官 埋 有 及 い が 退 事 来 官 理 者 の 保 管 す る 現 金 の 出 納	9月26日,10月25日,11月26日,12月25日,平成31年1月28日,
有の体質する発金の山料	2月25日, 3月25日

## 3 審査について

## (1) 決算審査

地方公営企業法第30条第2項及び法第233条第2項の規定による審査を,次のとおり実施した。

対象	審 査 の 期 間
平成29年度の水戸市水道事業会計の決算	平成30年6月1日~8月7日
平成29年度の水戸市下水道事業会計の決算	平成30年6月1日~8月7日
平成29年度の水戸市一般会計及び特別会計の決算	平成30年7月13日~8月7日

## (2) 基金の運用状況審査

法第241条第5項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審査の期間
平成29年度の水戸市土地開発基金の運用状況	平成30年7月13日~8月7日

#### (3) 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査 を,次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
平成30年度に算定した実質赤字比率,連結実質赤字比率,実質公	
債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を	平成30年7月20日~8月7日
記載した書類	
平成30年度に算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる 事項を記載した書類	平成30年7月20日~8月7日